

## いじめ対応の改善・強化に向けて 学校及び学校設置者に対して周知徹底を図る事項について (案)

### 1. 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底など、関係機関との連携強化

#### <主なポイント>

- 学校は、重大ないじめ事案等が発生した際は、法律に基づき、直ちに警察に相談又は通報を行い、適切に援助を求めるなど連携して対応を行うこと。
- また、将来重大な被害が生じるおそれがある場合、学校による対応のみでは被害の発生を未然に防止することができない場合には、警察に相談することが有効。
- 警察に相談等を行うべきか否か対応に迷う事案については、学校は、警察と日常的に相談が出来、連携して対応できる体制を構築しておくことが必要。

#### (1) 警察との相談等・連携における基本的な考え方

- 学校と警察は、学校の内外で発生した犯罪行為への対応に限らず、児童生徒を被害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐための取組も必須であり、日常的に情報共有や相談ができる連携体制の構築が求められること。
- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのある事案（以下、重大ないじめ事案）及び被害児童生徒又は保護者の処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案において、警察では、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとることとしており、学校は、いじめ防止対策推進法（以下、法）第 23 条に基づき、警察と連携して対処し、重大ないじめ事案等を認知したときは、直ちに所轄警察署に相談又は通報（以下、相談等）し、適切に、援助を求めなければならないこと。
- なお、学校のみで対応するか判断に迷う場合には、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談等すること。その際、警察に相談等を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。
- 特に、近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、早急に警察に相談等を行い、連携して対応すること。
- 学校は、警察に相談すべきかどうかの判断に当たっては、別添に示す「警察に相

談又は通報することが想定されるいじめの事例」も参考とすること。但し、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できるものであることから、別添に例示されない事例について、学校が、警察に相談等を行うことは妨げない。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案において学校が警察に相談等を行うことは法令上求められており、警察への相談等を行ったことが、学校長を始め当該事案に係る教職員の評価を下げるものではないこと。

## (2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や重大ないじめ事案では、早急に警察への相談等が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、学校及び学校設置者においては、警察署並びに警視庁、道府県警察本部及び方面本部の少年担当課（以下、警察署等という。）等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談等ができるよう下記のような体制の構築に取り組むこと。

### ①警察署等との協定の締結による円滑な情報共有の推進

- 学校及び学校の設置者と警察との相互連絡の枠組みに係る協定等における連絡対象事案として、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案や、犯罪行為には該当しなくとも警察による注意・説諭等が効果的と認められるいじめ事案を盛り込むことにするなど、いじめの情報共有、相談等に係る協定等の締結・見直し等を進めること。

### ②学校・警察連絡員の指定の徹底

- 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意しておくこと。

(想定される担当者の例) 学校側：副校長・教頭、生徒指導主事

警察側：警察署生活安全課長、係長など

### ③学校警察連絡協議会等の活用

- 警察への相談等を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談等の促進を図ること。

### ④スクールサポーター制度<sup>\*</sup>の積極的な受入れの推進

- 警察署等に配置されているスクールサポーターは、日常的な情報共有・相談等の相手方として有効であり、警察と学校の緊密な連携を図る上でのパイプ役にもなっていることから、引き続き、学校及び学校設置者では、学校訪問や校内巡回

を含め積極的な受入れを図ること。また、教育委員会等においても、退職警察官等を活用した取組を進めるとともに、スクールサポーター制度に類似した制度（生徒指導推進協力員など）を運用している場合には、その従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に学校等と警察との連携を図ること。

※スクールサポーター制度

- ・警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置して、担当する学校への訪問活動（必要に応じて常駐）を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じて、学校との緊密な連携を図る上での架け橋となっている。

### （3）警察と連携したいじめへの適確な対応における留意事項

- 警察では、重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力すること。
- 警察が捜査・調査中であっても、警察と連携しつつ、学校は、必要な指導・支援を行わなければならないこと。

### （4）学校と警察の連携・対応の実例

- 実際に学校が警察へ通報・相談して事案の解決に向かった事案として以下のような事例がある。
  - 【警察からの聴き取りによる事案解明】
    - ・生徒が同級生に対して普段の昼食代やブランド品の購入代金の肩代わりを行うなどの金銭授受が発覚。加害生徒は、学校からの聴き取りに対しては否認していたが、警察から事情を聴かれると、一転して素直に金銭の受け取りについて認めた。
  - 【触法少年への警察からの指導】
    - ・被害児童が加害児童から髪を切られる等の被害を受け、学校が対応に当たったが、保護者が納得出来ず警察に相談。警察が加害児童・保護者より事情聴取を行い、調書を作成した後、加害児童に指導を行うとともに、指導内容を被害児童・保護者に伝えた。警察から指導が行われたことで被害児童・保護者は納得し、事案が解決に向かった。
  - 【加害・被害保護者への警察による対応】
    - ・生徒間での恐喝事案において、被害生徒の保護者が警察に被害届を提出。警察は被害届受理後、学校において現場検証を行い、加害生徒の逮捕に至った。学校は、被害加害双方の保護者への連絡対応に苦慮していたところ、警察より学校が間を取り持つ必要はないという助言を受けた。警察が両者への対応を行ったこと

で、支障なく事態が解決に向かった。

**【SNS上での問題への対応】**

- ある生徒のわいせつ画像が当該生徒の通う学校において拡散された事案において、相談を受理した警察が速やかに捜査に入り、関係生徒への聴き取りと指導が行われ、事案発覚以降、画像の拡散を防ぐことができ、拡散元である生徒も特定することができた。

**【警察と連携したインターネット上のトラブル防止教室の実施】**

- 警察と協力して、定期的に児童生徒や保護者を対象にインターネット上のトラブル防止教室を開催することで効果的に未然防止を図るとともに、学校と警察とが顔の見える関係を構築出来、連携強化にもつながった。

## 2. 被害児童生徒・加害児童生徒の双方に対する指導・支援の充実

### <主なポイント>

- いじめが発覚、発見した際には、学校として被害児童生徒を徹底して守り抜くという意識の下、被害児童生徒の信頼できる人を中心に、当該児童生徒に寄り添い、支援できる体制を構築すること。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行うとともに、いじめの背景に虐待や貧困、家庭内不和などがある場合には、SSW等を活用しつつ必要な支援を行うこと。
- なお、いじめは、いじめられた側、いじめた側が入れ替わる場合もあることから、学校いじめ対策組織において、幅広く正確な事実関係の確認を行い、組織的な対応を徹底すること。

#### (1) 被害児童生徒の支援

- いじめを認知した際には、何よりもいじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、SC・SSWを始め、医療機関等とも協力しつつ、二次的な問題の発生（被害の拡大、不登校、自殺等）を防ぎ、傷ついた心のケアを行うこと。
- 被害児童生徒が不登校や別室登校になった場合には、心のケアだけでなく、学習面でも十分な支援を行うこと。
- 被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ること。

#### (2) 加害児童生徒への指導・支援

- 加害児童生徒に対しては、いじめを行う背景として、心理的ストレス、集団内の異質なものへの嫌悪感情などが考えられ、いじめと疑われる事案については、関係者へのヒアリング等を通して適切に状況確認を行うとともに、こうした加害行為の背景や当該児童生徒が抱える課題について適切なアセスメントを行いつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要であること。
- いじめの背景に虐待や貧困、家庭内不和などがある場合においては、加害児童生徒に対し、SC・SSWを活用して指導だけでなく、適切な支援を行うこと。
- 加害児童生徒に対するアセスメントや指導・支援を行うに当たっては、SC・SSWを活用し、加えて、外部の専門機関を活用することも有効であり、児童生徒の心理や性格の面からアセスメントを行う「法務少年支援センター」等の活用や、加害児童生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられること。

(3) 児童生徒に対するいじめ問題に係る普及啓発、未然防止の推進

- 学校及び学校の設置者は、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、いじめの実際の事例や動画教材等も活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に係る実践的活動に取り組むこと。その際、スクールカウンセラー等の専門家を活用して、心理教育の視点を取り入れた未然防止教育も重要であること。
- 児童生徒のいじめ問題に係る理解を深める観点から、学校は、「いじめ防止対策基本方針」について見直しなどを行う際に、児童生徒も参画して行うことが望ましいと考えられること。

(4) 学校間・学校種を超えた情報共有・連携の徹底

- 加害児童生徒・被害児童生徒が複数校にまたがる場合には、学校は、各校のいじめ防止対策組織間で情報共有を行い、連携して対応すること。その際、必要に応じて、教育委員会や都道府県の私学担当部局は、橋渡し役を担うなど円滑な連携体制の構築に努めること。
- 当事者である児童生徒が転校や進学をした場合には、学校は、いじめの事実関係に加え、当該児童生徒の特性や抱える困難等を含め十分な引継ぎを行うよう取り組むこと。その際、「児童生徒理解・支援シート」等を作成して情報共有を図ることも考えられること。

### 3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

#### <主なポイント>

- いじめの対応に当たっては、保護者に対して学校の対応について丁寧な情報共有を行うなど学校と保護者が緊密に連携して対応に当たること。また、平時から保護者会等の場を活用して法等の普及啓発に取り組むこと。

#### (1) いじめ問題に係る家庭等への普及啓発・支援

- 「学校いじめ防止対策基本方針」について、各学校ホームページへの掲載やその内容について必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明すること。また、「学校いじめ防止対策基本方針」を見直す際には、保護者や地域が参画することで、策定後の円滑な取組の推進が図られることから、積極的に取り組むことが望ましいこと。
- 入学説明会や保護者会、PTAの会合等の機会を通じて、保護者に対し「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり、学級づくり」の実現に向け、学校への協力を求めるとともに、いじめを発見した時の連絡相談窓口の周知やインターネット上のいじめなどについて理解を深める活動に取り組むこと。加えて、法に定めるいじめの定義、保護者の責務、重大事態調査の目的及び範囲等について普及啓発を図ること。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談等を行う場合もあり得ることについても、予め保護者に対して説明を行うことが必要であること。
- いじめの問題について、保護者に限らず、地域の大人など社会全体で連携して対応することが必要であり、学校は、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用することも考えられること。

(2) いじめの当事者となった児童生徒の保護者への対応

- 被害児童生徒の保護者に対しては、当該児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を示し、学校の対応について記録を詳細に残し、情報提供を丁寧に行うこと。
- 加害児童生徒の保護者については、直近の調査結果において、いじめの事実について保護者への報告を行っていない事案が半数以上にのぼること※から、学校は、いじめの事実を正確に説明し、加害児童生徒の保護者と協働して、成長支援という視点を持ちながら当該児童生徒への指導支援を行うこと。

※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和3年度）

	実数（件）	割合（％）
いじめの認知件数	615,351	100
うち、いじめの児童生徒への対応として保護者への報告を行ったもの	296,788	48.2

- 特に、SNSやオンラインゲーム等でのいじめなどインターネット上のいじめについては、契約者である保護者の協力が必須であり、学校と保護者は、協働して対応に当たること。
- いじめの対応に当たり、保護者との信頼関係を築くことが困難な場合などには、スクールロイヤーやスクールサポーター等が、事実認定や保護者への説明を行うことで膠着状態が改善することもあるため、積極的に活用すること。



## 4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援

### <主なポイント>

- 地教行法に基づき、地方公共団体においては、児童生徒の生命や身体に重大な被害生じた疑いのあるいじめ事案が発生した際には、速やかに総合教育会議を開催し、教育委員会と地方公共団体の長が十分な意思疎通を図り、連携して対応すること。

#### (1) いじめの重大事態における総合教育会議の活用の徹底等

- 総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会との協議・調整の場であり、法律<sup>※1</sup>においても、総合教育会議の協議事項として、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」が規定されているが、十分に活用されているとは言い難い<sup>※2</sup>。
- 地方公共団体においては、いじめの重大事態（特に1号事案における児童生徒の生命や身体に重大な被害が生じた疑いがある事案）が発生した場合には、速やかに総合教育会議を開催し、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応すること。その際は、会議の開催のみを目的とするのではなく、深刻な事案において、地方公共団体の長と教育委員会とが一体となって取り組むための協議の場として実質的に機能するよう取り組むこと。
- なお、総合教育会議に先立ち、当該事案に係る教育委員への報告や教育委員会会議の開催を遺漏なく行うこと。

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

※2 「教育委員会の現状に関する調査（令和2年度間）総合教育会議の状況」

総合教育会議の協議内容	都道府県・指定都市	市町村
・児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	4自治体	68自治体

- 地方公共団体においては、総合教育会議の議題として、いじめの重大事態における協議・事務の調整に限らず、例えば、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の公表時において、いじめを含む生徒指導上の諸課題に係る各地域の調査結果も議題として取り扱い、現状の報告や認識の共有を図ることも考えられ

ること。

- 教育委員会・教育長は、地方公共団体の長といじめの重大事態が発生した際に、確実に連携した対応がとれるよう、総合教育会議の開催に限らず、日頃から密にコミュニケーションをとること。

(2) いじめの重大事態における首長部局との連携・協力

- いじめの重大事態が発生した際、法第 28 条に基づき、学校又は学校の設置者において速やかに重大事態調査を実施することが求められており、速やかに組織を立ち上げることができるよう、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましいこと。
- 他方、調査の実施に当たっては、適当な調査委員の選定等に時間を要する場合もあり、調査開始の遅れ等が課題として指摘されている。学校又は学校の設置者が、主体的に調査を行うことを前提としつつも、上記の場合などには、必要に応じて地方公共団体の長に対して支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ、調査の開始に努めること。
- なお、都道府県教育委員会においては、小規模の自治体など、平時から調査組織の設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくこと。